

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(3) 環境影響への配慮

① 大規模開発における環境影響の回避・低減（開発協議制度や環境影響評価制度の適切な運用）

(1) 事業目的

① 環境影響評価制度【環境政策課】

環境影響評価（環境アセスメント）※1は、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業の実施前に環境への影響について調査、予測又は評価を行い、環境の保全について配慮するものです。

環境影響評価の推進は、開発事業等による環境への悪影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために極めて重要です。

国においては、平成9年に「環境影響評価法」が公布され、平成11年から全面施行されました。施行後の状況の変化や施行を通じて明らかとなった課題等に対応するため、平成23年4月に法改正が行われ、平成25年4月1日に全面施行されました。

本県においては、平成9年に制定された「島根県環境基本条例」において環境影響評価の推進が定められたことを契機として、平成11年に「島根県環境影響評価条例」を制定し、法の対象規模未満で一定規模の事業等について環境影響評価を義務付けました。さらに、平成23年の環境影響評価法の改正を踏まえ、平成24年10月に、事業計画の立案段階から、事業の位置・規模等の決定に当たって環境の保全のために配慮すべき事項について検討する計画段階配慮書手続の導入等の条例改正を行いました。島根県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続きの流れについては、資料編：表1のとおりです。

② 開発協議制度【用地対策課】

面積1ha以上の開発を行う事業については、「島根県土地利用対策要綱」に基づく、事前の開発協議制度を設けています。これは、災害等の防止や自然環境の保全を図りながら、適正な開発を確保することを目的として、開発の実施に際して必要な手続きや留意すべき事項等を取りまとめ、開発事業者にお知らせするものです。

(2) 取組状況

① 環境影響評価制度【環境政策課】

本県において、令和2年度に環境影響評価を実施した事業は2件で、詳細については資料編：表2のとおりです。

② 開発協議制度【用地対策課】

令和2年度の件数は15件で、過去10年間の内訳は、資料編：表3のとおりです。

なお、国・地方公共団体・公社等が行う公共事業等については、「公共事業等に関する連絡調整要綱」に基く連絡調整事業は9件でした。

《用語解説》

※1 環境影響評価

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 用地対策課	0852-22-6379